

羽幌町各会計決算特別委員会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年9月19日（木曜日） 午前11時00分開会

- 第 1 認定第 1号 平成24年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成24年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成24年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成24年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成24年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成24年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成24年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成24年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

○出席委員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 森 淳 君 | 2番 金 木 直 文 君 |
| 3番 小 寺 光 一 君 | 4番 寺 沢 孝 毅 君 |
| 5番 船 本 秀 雄 君 | 6番 磯 野 直 君 |
| 7番 平 山 美知子 君 | 8番 橋 本 修 司 君 |
| 9番 駒 井 久 晃 君 | 10番 熊 谷 俊 幸 君 |
| 11番 室 田 憲 作 君 | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|----------|-----------|
| 町 長 | 舟 橋 泰 博 君 |
| 副 町 長 | 石 川 宏 君 |
| 監 査 委 員 | 長谷川 一 志 君 |
| 教育委員会委員長 | 大 橋 鉄 夫 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |

會計管理	者	今野睦	子君
總務課長	長	井上峰	君君
總務課長補佐	長	酒井藤	君君
總務課總務係長	長	伊藤方	君君
總務課職員係長	長	棟方賀	君君
總務課事務係長	長	敦賀村	君君
總務課事務係長	長	木熊谷	君君
總務課事務係長	長	金子	君君
總務課事務係長	長	三浦	君君
總務課事務係長	長	上田	君君
總務課事務係長	長	豐島	君君
總務課事務係長	長	葛西	君君
總務課事務係長	長	清水	君君
總務課事務係長	長	飯作	君君
總務課事務係長	長	西田	君君
總務課事務係長	長	越谷	君君
總務課事務係長	長	杉野	君君
總務課事務係長	長	鈴木	君君
總務課事務係長	長	更科	君君
總務課事務係長	長	奧山	君君
總務課事務係長	長	門間	君君
總務課事務係長	長	藤井	君君
總務課事務係長	長	木村	君君
總務課事務係長	長	高橋	君君
總務課事務係長	長	宇野	君君
總務課事務係長	長	金子	君君
總務課事務係長	長	清水	君君
總務課事務係長	長	安宅	君君
總務課事務係長	長	吉田	君君
總務課事務係長	長	石川	君君
總務課事務係長	長	三上	君君
總務課事務係長	長	笹浪	君君
總務課事務係長	長	竹内	君君

◎委員長挨拶

○森委員長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において本委員会が設置され、委員長に私が、副委員長に金木委員が指名を受けたわけでございます。皆様方にはご不足を覚えることもあろうかと存じますが、ご容赦いただき、ご協力をお願いする次第であります。この決算特別委員会は、現行予算及び新年度予算編成にも連動する大事な審査となります。町の歳計予算も一般会計と特別会計等を合わせると8会計に及び、その内容も多岐にわたっており、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、行政効果や経済効果はどうか、また今後の行財政運営にどう役立て、改善していくか、工夫すべき点はないか等の観点から評価する極めて重要な意味を持っております。慎重な審議はもちろんでありますが、理事者側及び各委員におかれましては簡潔な質疑、答弁など、本委員会の円滑な進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単措辞であります。開会に当たっての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○森委員長 ただいまから各会計決算特別委員会を開会いたします。

(開会 午前11時00分)

◎開議の宣告

○森委員長 これから本日の会議を開きます。

◎認定第1号～認定第8号

○森委員長 本委員会に付託された認定第1号 平成24年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成24年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成24年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

次に、審査の方法についてお諮りします。本委員会では、計数の照合審査など監査委員の審査と重複することを避け、適正な執行状況並びに行財政効果等について綿密に審査をすべきであり、監査委員の審査報告を信頼し、問題となる経理がない限り監査意見書に基づいて審査を進めたいと思います。

なお、審査に当たって証拠書類の検閲が必要となった場合、地方自治法第98条の検査

権、あるいは同法第100条の調査権の特別委員会への委任についての議決がなければ証拠書類の提出を求めることができないという行政実例があります。したがって、本委員会では、まず決算書に対する監査委員の審査意見について報告を求め、その後財務課長から決算認定資料等に対する説明、次いで建設水道課長から水道事業決算報告書の内容説明を受けた後理事者側に対する質疑を行い、逐次このように審査を進めていきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げたとおり審査をすることに決定しました。

それでは、代表監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。

代表監査委員、長谷川一志君。

○長谷川代表監査委員 ただいま議題となりました平成24年度羽幌町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

審査の意見は、駒井監査委員と合議に基づくものでございます。

次のページをお開き願います。第1、審査の対象は、平成24年度一般会計と6つの特別会計の合わせて7会計でございます。第2、審査の期間は、平成25年7月12日から同年8月6日までの期間であります。第3、審査の方法及び範囲についてであります。平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製されているか、予算は適正に執行されているか、計数が証拠書類に符合しているか、財政運営は健全かなどに主眼を置き、必要に応じて関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施したところでございます。なお、現金、預金残高並びに証書類等の確認については、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。第4、審査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び附属書類等は関係法令で定める様式に基づき作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数はいずれも正確であり、財務に関する事務の執行についても適正に処理されたものと認められました。

2ページをお開き願います。一般会計及び特別会計の決算総括表であります。合計欄で申し上げますと、予算現額は91億7,278万6,000円で、歳入決算額は90億1,039万7,408円、執行率は98.2%であります。これに対しまして歳出決算額は88億6,482万4,199円、執行率は96.6%で、歳入歳出差引額1億4,557万3,209円はいずれも翌年度へ繰り越しをしております。

3ページをお開き願います。最初に、一般会計について申し上げます。1の概要であります。一般会計の決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額61億1,422万6,000円から歳出総額59億7,827万5,000円を差し引いた形式収支額は1億3,595万1,000円の黒字であり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源となる繰越明許費充当額3,106万5,000円を差し引いた実質収支額は1億488万

6, 000円の黒字決算となっております。また、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4, 704万4, 000円の減となっております。

4ページをお開き願います。2の歳入についてであります。歳入の決算状況は、第2表のとおりであり、調定額61億7, 238万6, 000円に対し、収入済額61億1, 422万6, 000円、収入率99. 1%、執行率98. 7%となっております。前年度と比較すると、収入済額は2億9, 533万8, 000円、5. 1%増加しており、収入率で3. 1ポイント、執行率で2. 6ポイントいずれも上昇しております。不納欠損額は341万9, 000円で、そのうち町税が314万3, 000円、全体の91. 9%を占めており、その主なものは固定資産税229万8, 000円、以下括弧内の数字の説明は省略させていただきます。町民税、個人50万7, 000円であり、両税で町税不納欠損額の89. 2%と大半を占めております。前年度と比較し、259万2, 000円、313. 4%増加しております。収入未済額は、翌年度繰り越し事業費充当として措置された道支出金を除きますと5, 226万6, 000円で、前年度4, 910万3, 000円、国庫支出金及び道支出金を除きます、と比較し、316万3, 000円、6. 4%増加しております。うち町税は3, 958万7, 000円で、前年度と比較し、400万4, 000円、11. 3%増加しております。また、全体の75. 7%を占めており、その内訳は町民税、個人561万4, 000円、固定資産税2, 996万5, 000円、都市計画税400万8, 000円であります。税外収入は1, 267万9, 000円で、前年度の1, 352万円に比較し、84万1, 000円減少しております。その内訳は、使用料及び手数料では公営住宅使用料1, 210万9, 000円、常設保育料は前年度20万円でありましたが、24年度はございません。財産収入では、土地貸付収入で53万6, 000円、諸収入では電気使用料の3万4, 000円であります。道支出金は、羽幌二股ダム管理省力化施設整備事業補助金247万5, 000円であります。当年度は、町税及び税外の収入済額は前年度を0. 6ポイント下回っておりますが、その主とするものは会社の倒産に起因した町税であります固定資産税等の不納欠損額及び収入未済額が増加となったことによるものであります。地域経済の状況が厳しさを増す中で、自主財源である町税の収納環境もますます厳しくなることが予想されますが、今後とも税負担の公平、適正と、さらには税収の確保に向けて最善の努力を尽くされるよう望むものでございます。不納欠損額及び収入未済額の内訳は、認定資料の27、28ページに記載されております。

次に、5ページをお開き願います。3、歳入決算構成であります。決算認定資料12ページの記載内容に基づき、普通会計ベースで一般財源と特定財源及び自主財源と依存財源に分類し、考察をいたしますと、第3表及び第4表のとおりでございます。第3表では、決算額に占める一般財源は46億395万5, 000円で、前年度に比較し、地方交付税等増となったものの、国庫支出金、繰越金等の減により5, 196万3, 000円、1. 1%減少しております。また、特定財源は15億1, 027万1, 000円で、国庫及び道支出金、町債等の増により3億5, 248万6, 000円、30. 4%増加してござい

す。構成比率では一般財源75.3%、特定財源24.7%となっており、前年度に比較し、一般財源が4.8ポイント低下しております。

次に、第4表であります。自主財源は12億6,809万5,000円で、この主要部分を占めます町税は7億392万9,000円であり、前年度と比較すると193万7,000円、0.3%増加しております。下段の2行目の構成比率では、自主財源20.7%、依存財源79.3%となっており、前年度に比較し、自主財源が2.4ポイント低下をしております。

6ページをお開き願います。4の歳出であります。歳出の決算状況は第5表のとおりであります。予算現額61億9,676万1,000円に対し、支出済額は59億7,827万5,000円で、翌年度繰越額5,714万円、不用額1億6,134万6,000円となり、予算の執行率は96.5%となっております。前年度に比較して支出済額で3億1,179万5,000円、5.5%増加し、予算執行率では2.9ポイント上昇しております。また、翌年度繰越額は1億6,657万9,000円、74.5%、不用額は521万5,000円、3.1%それぞれ減少し、予算現額に対する割合は翌年度繰越額で2.8ポイント、不用額で0.2ポイントいずれも低下をしております。

次の第5表の下段の記載内容につきましては、7ページでご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。款別の歳出決算状況は第6表のとおりであります。構成比の高いものでは民生費、諸支出金、公債費、農林水産業費、土木費となっており、これらで支出済額の68.5%を占めております。

次に、表の一番右に対前年度増減内容をあらわしておりますが、主な款別の増減についてご説明を申し上げます。まず、総務費でございますが、9,842万2,000円、22.3%増加しておりますが、増加の主なものは財政調整基金積立金1億3,567万円であり、減少の主なものは電算システム導入委託料4,118万7,000円であります。

次に、衛生費では4,552万円、10.5%の増となっておりますが、増となった主なものはドクターヘリヘリポート整備工事請負費3,452万4,000円、医師研究資金貸付金1,562万5,000円、健康センター屋上防水工事請負費1,217万円であり、減となりましたものは簡易水道事業特別会計繰出金1,900万円が主なものであります。

次に、農林水産業費は4億5,395万9,000円、153.5%の増であります。増加は主といたしまして漁協新水産物荷さばき施設事務所整備事業補助金2億9,419万5,000円、米穀乾燥調製貯蔵施設整備補助金1億9,200万円であります。一方、減少は、アスパラ選別機導入補助金3,330万円などであります。

土木費では、1億3,430万8,000円、15.8%の減少であります。除排雪業務委託料で2,485万9,000円など増となりましたものの、港湾上屋事業特別会計繰出金で6,272万3,000円、国直轄港湾事業負担金5,588万9,000円、道路新設改良事業工事請負費1,747万7,000円などの減によるものでございます。

教育費では、7,929万1,000円、17.4%の減であります。総合体育館屋根改修工事請負費4,926万6,000円などで増加となりましたものの、教育施設整備基金積立金1億円、学校給食センター食器消毒保管機更新事業費1,667万4,000円、学校図書連携システム導入事業費1,158万5,000円などが減少したことによるものであります。

次の公債費では、減少した主なものは公共等の3事業債で4,856万7,000円、臨時財政特例債1,248万1,000円及び臨時財政対策債768万6,000円であり、全体では6,678万4,000円、7.5%の減となっております。表の中ほどにあります繰越額の5,714万円は、繰越明許費でございます。

8ページをお開き願います。5、歳出決算構成であります。決算認定資料の13ページにあります款別性質別決算額調べなどにに基づき、歳出決算額を性質別に区分をいたしますと第7表のとおりであります。決算額に占める義務的経費は22億4,762万6,000円で、前年度に比較し、人件費、扶助費が増となったものの、公債費の減により2,238万9,000円、1.0%減少しております。また、投資的経費は9億2,762万1,000円で、前年度に比較し、災害復旧費が減となったものの、普通建設事業費の増により5億639万2,000円、120.2%増加をしております。構成比率では、義務的経費37.6%、投資的経費15.5%となっており、前年度に比較し、義務的経費が2.5ポイント低下しております。

9ページをお開き願います。6の財政指標であります。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は、次表のとおりであります。4項目それぞれ下段に記載しております。本年度の比率についてのみ説明をさせていただきます。まず、アの財政力指数であります。本年度は0.181で、前年度より微減をしております。イの経常収支比率では、本年度は81.1%で、前年度より2.0ポイント下回っております。ウの経常一般財源比率は、本年度は96.0%で、前年度より1.1ポイント上回っております。エの人員費比率については、前年度より0.7ポイント下回り、17.5%となっております。

10ページをお開き願います。7、財産に関する調書であります。平成24年度における財産の増減高及び現在高は次表に掲げるとおりであります。ごらんをいただくことにより説明は省略をさせていただきます。

11ページをお開き願います。特別会計について申し上げます。最初に、国民健康保険事業特別会計についてであります。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも267万4,000円の黒字決算となっております。

次に、下段の2、歳入では、自主財源である保険税の収入状況は次のページの第2表のとおりであります。調定額2億5,832万円に対し、収入済額は2億3,591万円、収入率91.3%、執行率111.0%となっております。前年度と比較しますと、収入済額は1,289万5,000円、5.8%増加し、収入率においては現年度分で0.5

ポイント、滞納繰り越し分で1.7ポイント、総体では1.8ポイントいずれも上昇しております。また、執行率、不納欠損額、収入未済額については記載のとおりであります。今後とも健全な事業運営に向け、収入率の向上に一層努められるよう要望いたすものであります。

次の12ページ、3の歳出につきましては、ごらんをいただくことにより説明は省略いたします。

13ページをお開き願います。下水道事業特別会計について申し上げます。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも26万3,000円の黒字決算となっております。以下、説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。2の歳入及び歳出であります。款別歳入歳出決算状況は第2表のとおりであります。概要を申し上げますと、前年度に比較して歳入では1,939万4,000円、3.9%、歳出では1,963万5,000円、3.9%いずれも減少をしております。下段から5行目に記載の事業費2,973万9,000円減少した主たるものは、管渠布設工事請負費及び羽幌浄化センター長寿命化計画策定業務委託料の減によるものであります。水洗化の普及状況は、接続可能区域内人口6,419人に対し、既接続人口は3,589人で、水洗化率は前年度に比較して3.4ポイント上昇し、55.9%となっております。

15ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも62万6,000円の黒字決算となっております。下段から4行目に記載の年間配水量等について申し上げますと、年間配水量は6万7,538立方メートル、有収水量は4万1,804立方メートルで、有収率は前年度に比較して4.9ポイント低下し、61.9%となっております。今後とも施設の維持管理を徹底されるとともに、有収率の向上に一層努力されるよう期待をいたすものでございます。

16ページをお開き願います。2の歳入及び歳出であります。2表の説明を省略いたしまして、2表の下段の水道使用料の地区別収納状況であります。曙地区の廃止により、天売、焼尻地区の収納状況は調定額1,910万2,000円に対し、収入済額1,834万4,000円で、収入率96.0%となっております。

17ページをお開き願います。介護保険事業特別会計について申し上げます。決算の収支状況は第1表のとおりであります。保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも4万7,000円の黒字決算となっております。

18ページをお開き願います。2の歳入及び歳出であります。款別歳入歳出決算状況の下段の(2)、介護サービス事業勘定の歳出、事業費が前年度に比較し、4,865万3,000円減少しておりますが、特別養護老人ホーム外構工事請負費の減が主なものでございます。

19ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも15万9,000円の黒字決算となっております。以下、内容については省略をさせていただきます。

21ページをお開き願います。港湾上屋事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも585万3,000円の黒字決算となっております。決算収支状況を前年度と比較すると、歳入では1億8,316万8,000円、246.4%、歳出では2億3,757万5,000円、1,686.1%それぞれ増加しております。この主とするものは、羽幌港旅客上屋新築工事の執行に伴うものであります。以下、内容は省略をさせていただきます。

23ページをお開き願います。各基金の決算状況であります。各基金は設置目的に沿って適正に処理されており、基金別決算状況は次表に掲げるとおりであります。24年度末現在高の合計額は15基金、31億3,683万3,000円であり、前年度と比較して2億651万6,000円増加しております。

24ページをお開き願います。不納欠損処分事由別状況について申し上げます。一般会計、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計の不納欠損処分事由別状況は、次表に掲げるとおりであり、適法に処理されております。町税及び税外で合計74件、482万8,943円となっております。内訳は、決算認定資料の27ページから29ページに記載されてございます。

25ページをお開き願います。繰越明許費事業調べであります。25ページ、26ページの繰越明許費決算状況についてであります。平成23年開会の第8回定例会から平成25年第1回定例会までのうち4回の定例会において議決されたものでありますので、内容は省略をさせていただきます。

27ページをお開き願います。平成24年度羽幌町定額基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。1、審査の対象は、羽幌町奨学基金であります。2、審査の期日は、平成25年8月7日であります。3、審査の方法は、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された基金運用状況調書について各関係諸帳簿、証書類等の確認を行ったものであります。4、審査の結果であります。基金運用状況調書は関係諸帳簿、証書類と符合しており、適正に運用されていることが認められました。

28ページをお開き願います。基金運用状況調書であります。中ほどにあります本年度運用状況では、貸付金返済金額は6人で107万6,000円、貸付金額は新規、継続合わせて6人の122万円となっております。本年度末現在高は預金で952万8,000円、貸付金は11名で519万2,000円、計では前年度末現在高と同じく1,472万円となっております。

以上で一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに定額基金運用状況についての決算

審査の内容とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、別つづりとなっております平成24年度羽幌町水道事業会計決算審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

本審査の意見につきましても駒井監査委員との合議に基づくものでございます。

次の1ページをお開き願います。第1、審査の概要でございますが、1、審査の対象は、次の(1)から(7)まで記載のとおりであります。2、審査の期間は、平成25年6月3日から同年6月24日までであります。3、審査の方法としまして、決算審査に当たっては、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属書類等に基づき、計数の照合など事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかに重点を置き審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

第2、審査の結果でございますが、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

2ページをお開き願います。2、経営状況について、(1)、経営成績であります。当年度は税抜き決算で総収益2億3,455万3,000円に対し、総費用は2億165万1,000円となっており、差し引き3,290万2,000円が当年度純利益で、前年度と比較すると60万円、1.9%増加しております。総収益は、前年度と比較すると141万4,000円、0.6%減少しておりますが、これは主として給水収益261万3,000円、1.1%の減少によるものであります。また、費用は、前年度と比較すると201万5,000円、1.0%減少しておりますが、これは主として工事請負費で1,840万4,000円、91.3%増加となったものの、人件費975万3,000円、29.2%、資産減耗費686万円、92.9%、企業債利息403万8,000円、12.2%の減少によるものであります。

なお、事業の経営内容を把握するため、全国平均値(以下「平均値」という。)と比較をしますと次のとおりであります。アの財務比率であります。事業の財政状態の短期流動性、長期健全性の良否をあらわす財務比率を算出すると次表のとおりであります。

(ア)、流動比率は、平均値を上回っており、短期債務に対する支払い能力は良好であると見ることができますが、企業債償還に要した現金預金の減少により前年度を下回ったものと考えられます。(イ)、自己資本構成比率は、企業債償還に要した利益剰余金が減少したことにより前年度を上回ったものの、企業債を調達していることにより平均値を下回っているものと考えられます。(ウ)、固定資産対長期資本比率では、100%以下で、かつ低いことが望ましく、80%台を維持しており、良好に推移しているものと思われま

す。
3ページをお開き願います。イの収益比率であります。収益性を示す数値で、比率が高いほどその収益性が高いことをあらわしており、営業収支比率は135.3%と平均値を上回っているものの、前年度と比較すると営業収益の伸び率が営業費用の伸び率を下回

ったことから2.4ポイント減少しております。

ウの施設利用率であります。施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、最大稼働率及び負荷率の良化により平均値を上回っております。このことは、水道施設が効率的に運営されているものと言えるものであります。

4ページをお開き願います。エの労働生産性では、職員1人当たりの労働生産性を最も端的にあらわしているものであります。前年度及び平均値を上回っております。これは、職員が1名減となったことによるものであります。

次に、オ、料金に関する比較では、有収水量1立方メートル当たりの供給単価は323円7銭、給水原価は287円4銭となっており、差し引き36円3銭の供給益が生じております。回収率は112.6%と平均値を上回っているものの、前年度に比較すると供給単価の伸び率が給水原価の伸び率を下回ったことから0.2ポイント微減してございます。

5ページをお開き願います。(2)の結びでございますが、将来に向け安定した給水確保のため、水道施設の延命化や計画的な修繕等の事業を進めることから量水器取りかえ工事及び老朽化した配水管布設替工事など主要施設の整備が進められてきました。また、昨年度に引き続き、財政の健全化に対応すべく企業債の繰上償還や新たに人件費の削減に取り組まれるなど鋭意努力されておりますが、人口の減少や各種産業活動の低迷などにより事業運営の柱となる水需要の大幅な増加は将来的にも見込めないことが予想されますことから、今後とも効率的な事業運営と経費の縮減等を図り、安全で安心できる良質な水道水の供給に取り組まれるよう望むものであります。なお、給水未収金は、前年度と比較し、84万円、14.3%増加しております。計画的な対策により給水収益の確保に努力していることが見受けられますが、一層の工夫をされ、未収金の解消に努められるよう要望いたします。

次の(3)、決算認定資料の第1表は、業務実績を前年度と比較し、あらわしたものであります。ごらんをいただきまして、説明は省略をいたします。

6ページをお開き願います。第2表、決算額比較表であります。収益的収支であります。24年度消費税差し引き後の決算額の下段にあります収支差引額のとおり、純利益は3,290万2,630円となっております。次に、下段の資本的収支では、収入がなく、支出は建設改良費、企業債償還金であります。下段の収支差引額2億6,898万1,039円の不足額は、減債積立金等から補填をしております。

7ページをお開き願います。第3表、比較損益計算書であります。当年度中に得ました収益と費用をあらわしたものであります。24年度の純利益は、第2表で申し上げましたとおり、下段に記載の3,290万2,630円となっております。

8ページをお開き願います。第4表は、財産、財政状態を総括的にあらわした比較貸借対照表であります。左側の資産の部の下段の合計額は25億8,284万8,676円で、内訳は固定資産23億549万8,446円、流動資産2億7,735万230円です。前年度に比較し、2億2,642万2,264円、8.1%の減少となっております。

すが、主といたしまして有形固定資産4,415万1,245円、1.9%、企業債の償還により現金預金1億8,349万1,352円、40.7%の減によるものであります。次に、右側の負債、資本の部の内訳は、3の流動負債では1,220万7,641円で、前年度に比較し、201万6,145円、19.8%増となっておりますが、未払い金及びその他流動負債の下水道使用料が主なものであります。次に、資本金総額では25億7,064万1,035円で、内訳は資本金16億141万729円、剰余金9億6,923万306円であります。前年度に比較し、2億2,843万8,409円、8.2%の減少となっておりますが、利益剰余金の減によるものでございます。

以上で水道事業会計審査意見の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○森委員長 昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財務課長から決算認定資料等の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○三浦財務課長 私から決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、144ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1枚めくっていただきまして、財産に関する調書の各明細となっております。この145ページから155ページまでが町が所有している財産、土地や建物、債権、備品等についての状況をあらわしたのですが、土地については譲渡や取得による増減と地籍調査での錯誤による増減が反映されております。また、建物につきましては、取得や解体のほかには今回新公会計制度導入において作成した建物の財産台帳データ化に伴う錯誤も反映しております。その他の財産についても増減について反映された調書となっておりますので、了承願いたいと思います。

それでは、決算書155ページをお開き願います。水色の相紙1枚をめくりますと、黄色い表紙で平成24年度羽幌町各会計決算認定資料でございます。この資料に基づき説明をさせていただきます。

1枚をめくりますと目次でございます。これもめくっていただきます。1ページをごらん願います。第1表、平成24年度各会計別決算総括表でございますが、これは町長からの説明をもって私からの説明は省略をさせていただきます。

2ページをお開き願います。第2表、決算の状況に関する調べ、一般会計でございます。平成23年度と24年度の比較表であります。歳入総額、A欄の右側、増減では2億9,533万8,000円の増、歳出総額、B欄の増減では3億1,179万5,000円の

増となっており、いずれも増加しております。平成24年度欄でC欄、歳入歳出差引額は1億3,595万1,000円となります。区分で翌年度に繰り越すべき財源と縦書きで記載しておりますが、E欄、繰越明許費の平成24年度3,106万5,000円は、平成25年度へ繰り越しを行った国の交付金事業に伴う一般財源分であります。J欄、実質収支は、C欄、歳入歳出差引額からI欄、翌年度に繰り越すべき財源の計、つまり繰越明許費分を差し引いた額となり、1億488万6,000円となります。次の財政再建債等未償還元金はありませんので、O欄も同額となります。このように1億488万6,000円の黒字決算となっておりますが、前年度からの黒字分も含んでおりますので、それを除いたP欄、単年度収支は4,704万4,000円の赤字となるものであります。しかし、24年度中の黒字要素である財政調整基金など各基金への積立金、Q欄、2億5,057万5,000円がありますので、一番下の数字、T欄、実質単年度収支は2億353万1,000円の黒字となるものであります。

次に、3ページをお開き願います。第3表、一般会計款別決算額比較表でございますが、各会計別に増減の主なものをご説明いたします。9款地方特例交付金で前年度対比1,005万円、89.4%の減は、国の減税等に伴う町税の減収分を補填する交付金ですが、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止に伴う減でございます。

10款地方交付税で前年度対比1億9万7,000円、3.1%の増は、地域経済・雇用対策費の創設によるものが主なものでございます。

14款国庫支出金で前年度対比6,487万5,800円、19.5%の増は、漁協新水産物荷さばき施設の補助金によるものが主なものでございます。

15款道支出金で前年度対比1億6,779万2,482円、47.8%の増は、米乾燥調製貯蔵施設の補助金による増が主なものでございます。

18款繰入金で前年度対比4,727万8,735円、172.8%の増は、サンセットプラザボイラー更新に伴うまちづくり事業基金の繰り入れに伴う増が主なものでございます。

19款繰越金で前年度対比8,740万9,905円、36.4%の減は、普通交付税で地域活性化交付金の廃止や個人所得の減少に伴う町民税の減、財産売払収入の減によるものが主なものでございます。

20款諸収入で前年度対比3,747万4,055円、19.5%の減は、社会福祉協議会への福祉施設運営適正化資金貸付金の返還完了による減が主なものでございます。

21款町債で前年度対比5,813万6,000円、14.5%の増で、減となる主なものは臨時財政対策債や国直轄港湾整備事業債、高規格救急自動車整備事業債などであり、増となる主なものは漁協新水産物荷さばき施設整備事業債や小麦乾燥調製貯蔵施設整備事業債、道北ドクターヘリ施設整備事業債、医師確保対策事業債などでございます。

次に、4ページ、一般会計の歳出でございますが、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページ、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計で前年度対比1,077万6,152円、0.9%の増となっており、主なものを申し上げます。1款国民健康保険税1,289万5,341円、5.8%の増は、農業所得の増が主なものでございます。

2款国庫支出金4,426万1,460円、14.8%の減は、療養給付費負担金の負担率変更と前期高齢者交付金の財源調整を図る財政調整交付金が前期高齢者交付金の増に伴い減少したことによるものでございます。

4款前期高齢者交付金5,377万5,063円、21.2%の増は、医療費において前々年度精算額3,911万円と概算交付額1,466万円の増によるものでございます。

8款繰入金1,072万7,124円、8.7%の減は、財源不足を補うための国保支払準備基金1,200万円の減と一般会計からの繰入金127万円の増によるものでございます。

次に、歳出合計で前年度対比901万6,398円、0.8%の増となっており、主なものを申し上げます。3款後期高齢者支援金等で1,016万3,647円、9.4%の増は、後期高齢者医療費の増に伴う概算支出額と過年度精算分の増によるものでございます。

6款介護納付金で311万804円、6.6%の増は、概算支出額と過年度精算分の増によるものでございます。

7款共同事業拠出金753万8,917円、5.1%の減は、拠出金の対象となる医療費が減少したために高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金が減となったものでございます。

8款保健事業費で428万4,051円、69%の増は、新規事業である未受診者対策事業費の増によるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計で前年度対比1,085万4,893円、10.6%の増、歳出合計で前年度対比1,121万2,858円、11%の増となっておりますのは、後期高齢者の医療費増に伴い、歳入において1款後期高齢者医療保険料を確保するために保険料率の改正をしたことと歳出において2款後期高齢者医療広域連合納付金が増となっているものでございます。

歳入で2款繰入金285万998円、7.7%増は、低所得者の保険料軽減分としての保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

次に、7ページ、介護保険事業特別会計の保険事業勘定であります。歳入合計で前年対比3,107万1,123円、4.2%の増、歳出合計で前年対比3,125万6,663円、4.2%の増となっておりますのは、歳出において2款保険給付費の介護給付サービス費3,562万1,419円の増加に伴い歳入が増加しているもので、3款国庫支出金の負担分25%、4款道支出金の負担分12.5%、7款繰入金の町負担分12.5%とそれぞれ増加しているものでございます。

歳入で1款保険料808万9,056円の増は、保険料改定に伴うものでございます。

歳出において3款地域支援事業費で351万7,103円、18.8%の減は、介護予防事業の生きがいデイサービス委託料の見直しによる減でございます。

4款諸支出金で322万6,379円、72.2%の減は、交付金の過年度精算分の減によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。介護サービス事業勘定であります。歳入及び歳出の減はともに特別養護老人ホーム改築に伴う事業費等の減によるものでございます。

次に、9ページ、下水道事業特別会計であります。歳入合計、前年度対比で1,939万4,624円、3.9%の減は、歳出の事業費減に伴う3款国庫支出金や4款、一般会計からの繰入金の減と町債の減によるものでございます。

下段の歳出であります。歳出合計、前年度対比で1,963万5,323円、3.9%の減は、2款事業費の減と3款公債費の減で、起債対象事業の減や償還完了によるものでございます。

次に、10ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計であります。歳入合計、前年度対比で1,897万4,505円、31%の減及び歳出合計、前年度対比で1,890万8,159円、31.3%の減は、天売、焼尻、曙地区における工事の完了に伴う減でございます。

次に、11ページ、港湾上屋事業特別会計であります。歳入合計で1億8,316万7,795円、246.4%の増、歳出合計で2億3,757万4,408円、1,686.1%の増は、羽幌港旅客上屋整備事業による増加でございます。

次に、12ページをお開き願います。第4表、経常収支等の状況に関する調べであります。まず、収入では、収入決算額のうち臨時的な収入なのか、経常的な収入なのか、そしてその収入の使い道が特定されているものなのか、何にでも使える一般財源なのか、また支出のほうでは性質別区分の決算額、A欄のうち経常的な支出経費、C欄の額に対して一般財源がどれだけ充当されているかをあらわしており、このような区分の結果をもとに経常収支比率を求めているものであります。町長からも申し上げましたが、経常収支比率は81.1%であります。その他の数値についてはごらんになっていただき、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページの第5表であります。普通会計の決算額を款ごとに性質別にあらわしたものでございます。説明は、省略をさせていただきます。

次に、14ページをお開き願います。第6表、事業効果表の一般会計総括表でございます。次の15ページから24ページまでの事業効果表につきましては、重立った投資的事业につきまして会計別、款別に区分をいたしまして、事業ごとに決算額、整備内容などを載せております。ごらんをいただきましてご理解賜りたく、説明は省略をさせていただきます。

次に、25ページの第7表であります。歳入歳出の決算状況を目的別にグラフにあら

わしたものであります。左側の歳入の円グラフですが、歳入の半分強の54.2%を交付税が占めている状況にあります。また、右側の歳出総額ですが、昨年と比較して6款農林水産業費が7.3%ふえ、12款公債費が1.9%、8款土木費が3.1%減少しております。

次に、26ページをお開き願います。第8表、町税の収入額をそれぞれ税別にグラフにあらわしたものであります。減少傾向にございますが、24年度は若干増加しております。増加要因としては、町民税において16歳未満の年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の廃止による増でございます。

次に、27ページから31ページまでの第9表、各会計（税・税外）収入状況調べでございますが、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、32ページをお開き願います。第10表、給与費決算調書であります。一般会計と特別会計の特別職、一般職に係る職員数と給与費、共済費及び報酬の決算状況をあらわしております。一番下の差し引き欄で23年度と比較しておりますが、合計欄の一番右下になります。2,022万4,000円、率にして1.7%の増となっております。説明は省略をさせていただきます。

次に、33ページ、第11表であります。債務負担行為の調べであります。一般会計におきまして24年度以前に議会で議決をいただき、後年度で支出する内容を記載してあります。事項別の内容は省略をさせていただきますが、(1)、物件購入、その他の表の一番右下の欄にありますように、25年度以降に一般財源で支出を予定されている額は9,222万5,000円となっております。

次に、34ページをお開き願います。第12表、地方債施設別現在高調べですが、会計別に24年度末の未償還元金の額を記載してあります。まず、一般会計であります。ほとんどの項目で減少しております。一般会計の総額では前年度より2億6,017万5,000円の減少となっており、24年度末残高は62億7,408万6,000円となっております。また、簡易水道事業会計や下水道事業会計は、いずれも前年度より減少しており、一般会計を含めず総合計では3億1,611万7,000円の減となっており、5つの会計の24年度末残高は103億6,448万4,000円となるものでございます。

右の第13表のグラフは、一般会計分の24年度までの起債の借入額の状況とその分に係る元金の償還予定額の状況を平成28年度までグラフにあらわしたものであります。

次に、35ページ、第14表であります。一般会計の決算額を款別、節別に集計したものでございますが、これにつきましてはごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次に、36ページをお開き願います。第15表、基金運用状況調べであります。定額の資金を運用する奨学基金の状況を載せてあります。ごらんをいただきまして、説明は省

略をさせていただきます。

次に、37ページ、38ページ、第16表、繰越明許費事業調べでございます。37ページは、平成23年度からの繰越明許費決算状況であり、38ページにつきましては平成25年度への繰越明許費予算でございます。ごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして平成24年度決算資料の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○森委員長 次に、建設水道課長から水道事業決算報告書の内容説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 それでは、平成24年度の水道事業決算報告につきましてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。この決算報告書は、平成24年度の予算額に対してその執行の実績がどうであったかを示す計算表であります。消費税を含む税込みの金額で記載しております。(1)、収益的収入及び支出でございますが、収入では第1款水道事業収益2億4,757万5,000円の予算額に対しまして、決算額2億4,590万9,522円であります。支出は、第1款水道事業費用2億3,422万8,000円の予算額に対しまして、決算額2億1,233万2,771円で、不用額は2,287万9,229円となっております。これは、営業費用の薬品や修繕などの減が主な要因でございます。

次に、2ページをお願いいたします。(2)の資本的収入及び支出でございますが、これは投資的事業に係る費用と過去の設備投資に係る企業債の元金償還を含んだ収支でございます。今年度に関しましては、収入はありません。支出は、第1款資本的支出2億6,982万4,000円に対しまして、決算額2億6,936万3,039円となり、収入がないことからこの全額を減債積立金及び損益勘定留保資金により補填したところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。こちらからは、公営企業会計方式による決算の区分に従って作成された財務諸表となります。まず、損益計算書ですが、これは税抜きにより全ての収益と費用を記載し、利益を明らかにしたもので、さきに1ページでご説明いたしました収益的収支の税抜き額及び12ページの事業収入、事業費の内容と一致いたします。収益から費用を差し引いた3,290万2,630円が24年度の純利益となっております。

次に、4ページをお願いいたします。剰余金計算書及び剰余金処分計算書でございますが、まず上段の利益剰余金計算書でございますが、資本金については企業債元金償還により2億6,134万1,039円が減額されましたが、同額を減債積立金より組み入れた結果、昨年と同額の16億141万729円となっております。剰余金のうち資本剰余金については、24年度の発生がありませんので、昨年と同額の7億5,610万8,51

0円が翌年度繰り越し資本剰余金となります。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金については平成23年度の処分額161万6,000円を加え、未処分利益剰余金から2億5,000万を振りかえた後に資本金へ組み入れた結果1,864万2,366円となっております。未処分利益剰余金については、減債積立金への振りかえ後に当年度純利益3,290万2,630円を加えた1億9,447万9,430円が当年度の未処分利益剰余金となります。

次に、下段の剰余金処分計算書であります。当年度の純利益3,290万2,630円の全額について減債積立金へ積み立てるものであります。その結果、1億6,157万6,800円が翌年度繰り越し利益剰余金となるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。5ページと次の6ページは、貸借対照表でございます。資産状況を5ページに、負債、資本状況を6ページに示し、企業の財政状況を明らかにするものでございます。5ページの資産の部は、固定資産合計額23億549万8,446円と流動資産合計2億7,735万230円を加えた25億8,284万8,676円が資産の合計となっております。

次の6ページをお願いします。負債の部の未払い金、その他流動負債合計の1,220万7,641円と資本の部の資本金合計である16億141万729円と資本剰余金合計の7億5,610万8,510円と利益剰余金合計の2億1,312万1,796円をそれぞれ加えました。25億8,284万8,676円が負債資本の合計となります。これは、5ページの資産合計額と一致するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。7ページから15ページまでは、事業報告書でございます。最初に、7ページの概要ですが、給水状況では給水戸数と給水人口は前年度と比較して戸数で45件の減、給水人口では135人の減少となり、あわせて有収水量も減少となりました。24年度に実施しました主な工事は、量水器取りかえ、浄水場外壁改修工事などで総額5,258万4,000円となっており、工事概要は9ページから10ページに掲載をしております。7ページ中段以降は、財政状況について述べております。

次に、8ページをお願いいたします。8ページは、議会議決事項、職員の配置数を掲載しております。職員数については、24年度より1名を減じております。ごらんをいただいて、次の9ページをお願いいたします

9ページ、10ページは、先ほど述べました工事契約の概要でございます。

引き続き、次の11ページの業務量、12ページの事業収入、支出については、先ほど述べました給水人口や収益、費用など、それぞれ前年度との比較をあらわしたものでございます。ごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページは、経営分析の結果であります。監査委員から全国平均の比率などを含めた報告がございましたので、省略をさせていただきます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページは、企業債の概要でございますが、

政府資金、公庫資金合わせて前年度末残高13億9,015万9,538円に当年度の償還額2億6,134万1,039円を差し引いた11億2,881万8,499円が当年度末の未償還残高となるものであります。

次に、15ページをお願いいたします。15ページは、営業未収金調書でございます。企業会計においては、出納整理期間がありませんが、おおむね98%前後の収納率で推移をしております。なお、不納欠損額につきましては、羽幌町私債権に関する条例に基づき権利放棄をした債権でございます。

次の16ページから19ページは収益、費用の明細書、それと20ページは資本的収支の明細書、21ページは固定資産の明細書、22ページは企業債の明細書を掲載しております。それぞれの各明細につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、ごらんをいただきまして、省略をさせていただきます。

以上で平成24年度水道事業会計決算報告書の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○森委員長 これより理事者側に対する質疑を行います。質疑は決算書の内容についてのみにとどめられるようご協力をお願いいたします。

認定第1号 平成24年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

2番、金木直文君。

○金木委員 それでは、質問をさせていただきます。歳入歳出一括ということですので、歳入部分で私は1件、歳出の部分で3件ほどお聞きをしたいと思います。

まず、歳入の2ページです。一番上の町民税にかかわってなのですが、毎年この後2月、3月には確定申告が行われます。それによって町民税なり、ほかのいろいろな税の確定になるわけですけれども、税条例によっていろいろ所得控除がされるという規定になっておりますけれども、何年か前から障がい者控除について、以前は障がい者手帳あるいは療育手帳ですか、を取得していなくても高齢者、介護認定を受けている方に対しても税控除がされるようになったというふうに認識をしておりますけれども、今年度4月から難病指定患者さんについて障害者総合支援法で障がい者とみなす障がい者サービスを受けることができるようになっていると思います。この点について税の控除についても同じように療育手帳を持っていなくても、介護認定を受けていなくても難病患者さんであれば、いろいろな段階はあるのでしょうか、税控除を受けられるということになるのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○森委員長 財務課長、三浦義之君。

○三浦財務課長 障がい者控除につきましては、以前手帳持参ということで認定をしていましたが、その後介護認定をされている方ということも対象を含めながら拡大をしてきたところでございます。今回のこの難病に関しましては、そこまでまだ指定するというような状況で情報は入っておりませんので、対象とはなっていない状況になっております。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 そういう書類がまだ国なり、道から来ていないということなのかと思いますが、まだ2月ころの税の確定申告時期まで期間がありますので、本当にそれでいいのかどうかということを再度確認をしていただきたいと私は思うのですが、私の得ている情報では帯広市ではもう既に対象としますよということで、告知までされているかどうかはわからないのですが、そういう新聞報道がされています。総合支援法によって指定された難病患者さんも障がい者控除を受ける対象にしますということ帯広市では発表しているようでありませけれども、対象としている自治体がある中で羽幌町は対象としないということではまたおかしな話になってくるだろうと思いますので、この点をきちんともう一回調査するなり、検討し直すということで作業に当たっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森委員長 財務課長、三浦義之君。

○三浦財務課長 その辺の情報をしっかり収集しながら、新年度の申告時期までに間に合わせて、周知期間も含めながら、時期的なものもありますので、判断していきたいと思えます。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 それでは、次の件ですが、歳出のほうに入りますが、40ページの上のほうになります、区分でいえば13区分、委託料に入るのだろうと思うのですが、予防接種にかかわってお聞きをしたいと思えます。羽幌町では、予防接種については4種類か5種類ぐらいの接種を対象に補助をしているのだろうと思うのですが、子宮頸がんワクチンについて、今回は24年度事業に対してなのですが、24年度からもう既に子宮頸がんワクチンを対象としていたかどうか、ちょっと私も記憶定かではないのですが、その点についてまずお聞きしたいと思えます。

○森委員長 福祉課長、鈴木典生君。

○鈴木福祉課長 子宮頸がんワクチンは、22年度から実施しています。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 それで、子宮頸がんワクチンは、今年の6月ごろだったでしょうか、厚生労働省のほうから全国で副反応、いろんな症状が出る場合があるということで、余り積極的な勧奨とはならないようにという通達が出されていたと思えます。今年も42名分の予算が計上されて、実施をされているところだと思えます、6月の厚生労働省の発表以降羽幌町の対応といたしますか、まずどのぐらいの実態というのか、わかればお願いしたいのですが、国からのこういう通達によって4月時点の実施からまた幾らか変更されている部分があるのか、羽幌町の対応としてはどうなのかお聞きしたいと思えます。

○森委員長 福祉課長、鈴木典生君。

○鈴木福祉課長 今の委員の質問は、25年度、今現在の状況ということでよろしいでしょうか。

24年度も実施していますが、25年度は6月に国の今副反応の関係で問題になっていることから積極的に勧奨はするなということです。うちのほうも積極的に勧奨はしてございません。それまでは25年度は1回接種した方は7名、それで積極的な勧奨をしない通知を出してから申し込みがない方が7名いらっしゃいます。2回接種した方が8名いらっしゃいまして、3回接種は10月から対象となりますけれども、その方につきましてはまだ不明の段階でございます。

以上です。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 その中で積極的な勧奨はしていないということですが、住民の方から不安なり、問い合わせなり、そういったことで、数字的には7名前後ですから多いとは思いませんけれども、実際そういう不安の声とかそういったところの状況はどのようなのでしょうか。

○森委員長 福祉課長、鈴木典生君。

○鈴木福祉課長 今のところ現在は来ておりません。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 広報の仕方というか、直接対象となる方は問い合わせをしたり、医療機関、病院等に行って相談をするなりはできるのだと思うのですが、町としてもやっぱり国が発表したからそれでいいことではなくて、町としてもある程度広報して積極的な勧奨ではありません、もし受けるのであれば自己的な責任でということ町ホームページなり、広報紙なりで知らせてもいいのではないかなと思うのですが、その辺の広報の仕方はどうなのかをお願いします。

○森委員長 福祉課長補佐、更科滋子君。

○更科福祉課長補佐 今のご質問にお答えさせていただきます。

ちょっと経過のほうをもう一度確認させていただきますけれども、22年度に子宮頸がんを始めました当初は、国の事業ということで任意接種という形で事業を行っておりました。ただ、本年度、25年度からは予防接種法が改正されまして、定期接種の中に含まれるという形になりまして、4月当初はうちのほうもそのような形で対象者に対して通知をしていたというところですが、ただ、その中で6月の検討会の中で副反応のこともございまして、積極的な勧奨はしないと。ただし、定期接種の中からは外さないよという厚生労働省の通知でありました。それを受けまして、今委員おっしゃったようにホームページですとか広報ですとかの周知が必要なのではないかというお話だったのですが、これに関しましては対象者が大変限られているということで、対象者にあなたは対象ですよという通知を個別にしております。その関係上こういうふうに対応が変わりましたと。ですので、国としては積極的には勧奨はしませんけれども、接種は受けられますという形で個別に通知をしております。そのような方法でやっているということをご理解いただきたいと思っております。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 わかりました。

それで、次の質問をさせていただきます。49ページになりますが、49ページの中ぐらいいです。河川管理費の中の13区分の委託料になるのかなと思うのですが、河川管理ですから、福寿川についての管理、もしその管理業務事業があればこの中に入っていると思われますけれども、福寿川の例えば流量、川の水の流量の管理ですとかそういった点の仕事というのはどこかの業者に委託しているのか。福寿川の流量管理、どういう実態で行われているのかお聞きしたいと思いますが。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

福寿川の流量管理については、うちのほうではやってございません。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 福寿川は、河川法でいえば1級河川ではないし、2級河川でもないですし、いわゆる準用河川ですか、になると思うのです。そうすると、羽幌町の管理になると思うのですが、どうでしょうか。

○森委員長 建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 管理はしてございますが、流量の部分についてはしてございません。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 そういう意味ですか。そうすると、実際いつも福寿川に流れている水というのはどこから来ているのかということです。恐らく私の想像するところでは、福寿川は上水道の水をくみ上げている羽幌町上水道導水ポンプ場のところで羽幌川から水道に使う水をポンプで引き込んで、その余った部分を福寿川に配水しているというふうに私は聞いているのですが、そういうことではないのですか。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 お答えします。

福寿川の流量に関しましては、北海道のほうから福寿川の維持用水量だけを流してもらっているという感じで、その中に羽幌町の水道事業に水利権でもらっている水量とそのほかに維持管理用の水量を北海道のほうと一緒に流してくれている。その途中で分岐して、福寿川にいくのと取水ポンプ場にいくように分かれているものですから、余った水ではなくて、もともと維持管理用の部分だけを北海道のほうに流してくれていると。よろしくお

願います。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 ということだと、結局何を言いたいかというと、時期的なこともあるのですが、例えばほとんどとめているのではないかと、福寿川に流す水を。それによってうまく流れないものだから、途中、途中で水が漂ってといいますか、うまく流れないで一部腐敗臭、臭くなったり、環境を悪くしたりしている、ちゃんと流すようにすれというような声もちょっと町からあるものですから今回お聞きしたのですが、そういう点についていえば道側がきちんと管理すべき問題だということになるのか。あと、途中で海までの間には田畑からの暗渠排水も入っていたり、それから一般家庭の生活排水も入っているのでしょうか、その辺ちょっと実態もわからないのですが、そういった点も含めてやっぱり流量管理、あるいは福寿川の環境をきちんと守るというか、きれいにするとということからすれば、道が一部流しているということだけで片づけるべき問題ではないと思うのですが、その点も含めて福寿川の環境整備といいますか、環境を守るといいますか、そういった点での考え、これから対策必要だと思うのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思いますが、願います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

今の福寿川につきましては、河口の前に六線川ですとかオシリウシナイ川も一緒にそこに流れ込んでいるという部分、その中には例えば家畜を飼っている農家の方もおられるそれも流れてきているという部分、においがするというのは本当の河口の部分でにおいがしているということになりますと、当然下水道の接続がないところとかという部分の形になると思います。

以上です。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 ですから、そういういろんな整備や環境を守るような立場から、羽幌町もやっぱり現状よりももっと一歩進んで対策を立てるなり、取り組むべきことがあるのではないですかということでお聞きをしたのですが、その点はいかがでしょうか。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 今のお答えなのですが、福寿川の全体的な環境的な部分の把握もしなければならぬということございますので、その辺のほう関係課もございませうし、その辺把握して、対応できるものがあれば対応していきたいなと思っております。

○森委員長 9番、駒井久晃君。

○駒井委員 関連して、要するに質問されているのは、水の濁りだとかにおいが出てくるので、水量をもっと多くしてもらえないかとかという、そういうことだと思うのです。その辺はどうですか。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 今水量がもうちょっと流してもらえないと言われてはいますが、とりあえず道の言い方的にいいますと水利権的に維持管理できる最低水量だけを流すという頭しかないのです、彼ら。それで、もともとの管も300ぐらいの管しか入っていないものですから、それで羽幌町の水道事業のほうにしてくれるのと両方それで維持できるという計算でいっているものですから、今の水以上にきつともって流すことはできないと思うのです。あと、こちらのほうで道のほうにもう少し水を流してくれないかという願いはしてみたいと思っておりますけれども、今のところはそれ以上のことは言えません。よろしくお願ひします。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時57分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番、金木直文君。

○金木委員 この件については、私も詳しくわからない状態でお聞きをしています。完全に私は町の管理だと思込んだ質問でもあったわけで、道のほうもかかわっているということはよくわからないでの質問でありました。今後もちょうと私この福寿川をやっぱりきれいにしてほしいという付近の町民の皆さんの声が根強いですし、こういった点から羽幌町も積極的にかかわって、流量を初め周りから入り込んでいる水の調査ですとか、定期的にはその水質も管理はされているのだと思うのですが、今よりもさらにいい環境にということに取り組んでいただきたいということでお聞きをしました。改めて答弁をお願いします。

○森委員長 建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

私もいろいろちょっと考えてみていて、かなり前にホテルができたりなんざりして福寿川のほうも変わったときに、建設課のほうで浄化するとかいろんな方策をしていたのを今思い出してきました。この部分につきましては、うちのほうもその辺がどのくらいの環境が悪いのかという部分も、他課もあると思いますけれども、うちのほうもちょっと調べてみたいとは思っています。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 それでは、私のほうからは最後の質問にしたいと思います。137ページになります。137ページの港湾施設にかかわってです。上から2行目、支出額では2億4,800万ほどの予算で行われた事業、つまりフェリーターミナルの建設だと思うのですが、これの中にはいろいろ附属的な予算も入っているのかもしれませんが、フェリーターミナルの建設に要した金額を改めてちょっとお聞きしたいのですが、建物の部分、それから機械設備の部分、電気設備の部分、恐らく3つぐらいに大きく分かれると思うのですが、建物の部分についての金額は幾らだったか教えていただきたいと。

○森委員長 建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

建物の部分については、2億622万でございます。24ページの事業効果表のところにその内容が載せてございます。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 済みません、ちょっとどこの部分かは見つけられないのですが、私お聞きしたいのは建物だけで2億を超えるという建物の事業であったわけですが、結局入札の結果建築業者は1社の単独事業、単独の業者、1業者への落札といいますか、1業者で請け負ったと思うのですが、2億ほどの建築予算の建物であれば通常は複数社の共同事業になるのではないかという声を聞いています。1億あるいは1億5,000万かそれ以上であれば、単独業者ではなくて複数というのがこれまでも通例といいますか、だったのかなと私思うのですが、この点について確認をしたいのですが、1社であったというのは間違いのないと思うのですが、どうして単独事業者での入札となったのか、複数としなかったところの理由というのは何かあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○森委員長 建設水道課主幹、三上敏文君。

○三上建設水道課主幹 お答えいたします。

ちょっと先ほどの説明が不足だったので、内容なのですが、2億の内容で、建築主体が1億5,498万円、それと機械設備が3,223万5,000円、そして電気設備が3,160万5,000円というような内訳で、1社単独ではなくて、それぞれ建築、電気、設備ということで1社ずつ契約しております。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 建物の部分でしたら1億4,000万ということですね。1億を超えて1億四、五千万ほどであれば複数になるのではないかということだったのです、私の聞いたこ

とは。それで、この辺の判断とか考え方というのは、そもそも羽幌町としてはどう考えているのか。このぐらいの金額のものであれば単独業者、これ以上のものであれば複数の業者というような基準なり、そういう考え方というものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時06分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設水道課主幹、石川隆一君。

○石川建設水道課主幹 ただいまの質問にお答えします。

町としては、工事金額で幾らからJVにする、そのほか単独にするという明確な決めというのはございません。ただ、今回のフェリーターミナルについては、建物を分節した構造にしております、片や鉄骨造、片や木造、それを渡り廊下でつないだ形態にしているのですけれども、工事内容的に見て単独でできるという判断のもと今回の単独発注という形をとっております。

○森委員長 2番、金木直文君。

○金木委員 一応そういう考えがあったということであればわかるのですが、きのうの私の一般質問ではありませんけれども、金額によっては単独ではなく複数の業者でという声もやっぱり今後も出てくるだろうと思うのです。その辺の考え方の行き違いが余りなく、うまく業者間でも事業が行われるように何らかのこの辺の取り決めなり、基準なりということをやっぱり明らかにしてもいいのではないかなと思うのですが、特に隠していたわけではないだろうと思うのですけれども、この辺のいろんな不都合な、不都合なといいますか、間違った声や見方がされないための方法なり、取り組みなりということは何か考えられないでしょうか。その点をお願いします。

○森委員長 建設水道課主幹、石川隆一君。

○石川建設水道課主幹 今後出る工事につきましては、またその工事内容によりJVにするなど、内部的に協議をして決定していきたいと思っております。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 私からは、衛生費について質問したいと思います。

下水道の区域外の住民に対する合併浄化槽の設置補助という制度があるかと思うのですが、平成24年度はどれだけの予算額と何件の件数を見込んで、その結果利用数が幾つあったかということをもっと質問したいと思います。

○森委員長 町民課長、水上常男君。

○水上町民課長 お答えいたします。

合併浄化槽設置事業の補助金については、予算的には85万2,000円となっております、24年度。実績といたしまして市街地区が1件、それから離島地区が1件の合計2件の補助をしております。補助の割合ですけれども、額が市街地区が5人槽で35万2,000円、6人槽で44万1,000円、離島については……済みません、もう一回話戻ります。市街地区で1件で6人から7人槽で44万1,000円、それから離島地区で5人槽で41万1,000円の2件を補助しております。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 それでは、合わせて100万程度の決算額ということで、予算額が八十数万というふうに説明されたと思うのですが、そのとおりでよろしいのですか。もう一度確認いたします。

○森委員長 町民課長、水上常男君。

○水上町民課長 予算額については180万7,000円です。申しわけございません。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 この事業の事業効果というか、これをちょっとお伺いしたいのですが、これはかなり前から継続されている事業だと思います。それで、ずっと200万程度の予算をたしかつけてきたと思うのですが、平成24年度も2件の申し込みということで、ずっとふえずに大体その程度できているのではないかなという私の認識なのですが、その辺の経過をちょっとお知らせいただければと思います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課環境衛生係長、杉野浩君。

○杉野町民課環境衛生係長 私のほうからご報告させていただきます。

この補助制度については、たしか平成14年度から補助が実施されていまして、毎年の細かい設置状況というのは今持ってきていないのですが、たしか総体で24年度までで27件程度の補助利用の実績があります。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 該当する地域が高齢化が進んだりとか、これをやるためにはやっぱり自己資金もある程度必要になってくることから、なかなか難しいのではなかろうかなという、そういうようなことで数が伸び悩んでいるのではないかと思うのですけれども、その辺の評価というのはされたことありますか。

○森委員長 町民課長、水上常男君。

○水上町民課長 改めて評価というのは今のところはしておりません。これから広報等いろいろPRしながら、接続に向けてお願いしていきたいというふうには思っております。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 私が今ここでこの問題を取り上げたのは、今年の3月の予算委員会のときに同じテーマについてそろそろ見直しを図って新たな手法をとるべきではないかというようなお話をさせていただきました。そのときの答弁として、そういうことも考えたいというようなニュアンスで答弁がございました。それで、決算のこのときにどのような形で今後この事業を継続されるのかなということでもちょっと伺ったのですけれども、この事業は生活排水をそのまま川や海に流さないという環境面のこともございますし、それから生活の快適化というようなことも両方の効果があると思うのですけれども、特に離島地区においては海にそのまま流れるものですから、やはりこれが進むと根つけ資源の保護とか、それに伴って漁業の安定化とかいろんな効果が見込まれます。環境ということになると、羽幌町でも今羽幌町エコアイランド構想ということで社会実験2年目を迎えていますけれども、来年度からそれが実際的に島の中で実験の成果を踏まえながらいろんなことで具現化されていくというタイミングにおいても、この事業を今後どのように展開していくかということをやったり考える時期ではないかというふうに思います。例えば200万程度の予算をこれまで14年ぐらい組んできて、それほど活用されずに余剰してきているお金があるわけです。それは、別な面で有効に活用されているのだらうと思うのですけれども、そういった部分を例えば1カ所浄化槽をきちっと設けて、生活排水をそこにまとめて流し込む方法もあるでしょうし、それから営業している例えば旅館業とかそういうところにはこの補助は適用になりません。ですから、改善しにくい状況があります。だから、そういうところに対してどうするかということも検討していただきたいというふうに思うのです。そのことも昨年度の予算委員会のときにも述べさせていただきました。ぜひとも来年度に向けて今のようなことをちょっとご検討いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○森委員長 町民課長、水上常男君。

○水上町民課長 今のお話ですと、営業をやっているところの例えば浄化槽、これについてもあわせて考えていってはどうかということだと思っておりますが、その辺は担当課のほうといろいろお話ししながら検討していきたいというふうには思います。

○森委員長 産業課長、江良貢君。

○江良産業課長 離島関係の水洗化といいますか、合併浄化槽で例えば旅館業ですとかそういう営業関係をしている部分の整備につきましては、現在産業課でどういう対応がいい

かについて検討しております。現実的に合併浄化槽を入れられない状況の旅館等々もあると聞いておりますので、例えばそういうときに簡易水洗の設備を設けるですとか、そういうやつも含めながら環境という部分である程度対応していければと思っておりますし、そういう部分での整備の補助という形についても今現在検討しているところであります。

以上です。

○森委員長 8番、橋本修司君。

○橋本委員 私のほうからまちづくり応援基金というのがあると思うのですが、この基金の状況、出入りの状況あれば伺いたしたいと思います。

○森委員長 総務課長、井上顕君。

○井上総務課長 お答えいたします。

平成24年は5件ありまして、金額に直しまして49万7,000円が応援基金ということになっていただいております。

○森委員長 8番、橋本修司君。

○橋本委員 その49万何がしのお金がたしか何項目かに分かれて、五、六項目に分かれてあったと思うのですが、その中にある一定の目的を持って基金を積み立てられていると思うのですが、ではその基金が実際どういう形で使われているのか。もし使っていないのであれば使っていないでもいいのですけれども、お願いします。

○森委員長 総務課長、井上顕君。

○井上総務課長 お答えいたします。

平成20年度から始まりましたこの制度ということで、昨年の24年まで累計しまして447万2,000円が基金としていただいております。それで、ちなみに平成23年におきまして炭砒の殉公碑の修繕行いまして、そこで9万円ほど使わせてもらっています。それと、昨年は天売海鳥保護対策事業ということで、この事業の充当ということで153万2,480円を使わせていただきまして、平成24年度末残高で284万9,520円ほど今保有しております。

○森委員長 8番、橋本修司君。

○橋本委員 適正に効果的な形で使われているとは思いますが、いつときのブーム的な状態からは少し忘れ去られているような感じがして、現在5件の方が49万何がしの寄附をしたということで、できればもう少し興味を持ってそれぞれの方が基金に積んでいただければまだまだ活用できるのではないかなというふうに思います。今後についてですけれども、どのような対応をするのか、もし対応策があればお聞きしたいと思います。

○森委員長 総務課長、井上顕君。

○井上総務課長 現在羽幌町のホームページのほうに羽幌町まちづくり応援寄附金ということで常時掲載させてもらっています。それで、これを見て今回5件の方も寄附をいただいたと思いますが、例えばふるさと会というものが札幌だとか東京にございます。そういった総会の場におきまして、こういったもののPRも兼ねて行いたいということを考えて

おります。それと、今年度からなのですが、この応援基金をいただいた方に、希望によるのですが、毎月羽幌町の広報はぼろを届けるということもしています。それがほかの方々にまた口コミで広がって、郷土とか関係ある羽幌町の様子を知っていただくということの一助になればということで、そういったこともまた考えながら、いろんな方面でPRをしていきたいと思っております。

○森委員長 8番、橋本修司君。

○橋本委員 僕もそれを言いたかったのですが、いただいたものであれば町からも何か形でお返しするのがいいのかなと思って、今課長言われたようなことがいいかなと思っております。

それから、もう一つ、別な件なのですが、道路維持に関することですけれども、町内には植樹柵が設置されて、そこにはいろんな木が植えてあります。美観上とてもいいのですが、中にはその木が大きくなり過ぎまして、近くの家やら何か支障を来すという場合もあるやに聞いております。現状ではそういう苦情があるのかなのか、またあればどのような形で対処したのかをお伺いしたいと思います。

○森委員長 建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

今年では2件ほどございまして、うちのほうで道路維持のほうにお願いをして枝を払うとかそういう作業をしております。

○森委員長 8番、橋本修司君。

○橋本委員 苦情はきっと、想像ですけれども、自分の自宅の建物に被害があるとかということだろうと思っております。ただ、自分の近くのところも見てみますと歩道の半分以上が木で占有されているということで、果たしてこれでいいのかなというふうにちょっと感じるところがありました。というのは、歩く分には支障はないと思っておりますけれども、例えばですけれども、電動カートの車椅子みたいのがあったりすると相当邪魔なのかなというふうなことも感じる場所がありますので、もう一度見直して、景観的には確かにいいのでしようけれども、作業上、通行上支障があるのであれば改めて撤去なりのことも考えながらやる方がいいのではないかなというふうに感じたことがありましたので、今質問させていただきましたけれども、今後どのような形で考えられるかももう一度質問させていただきます。

○森委員長 建設水道課長、安宅正夫君。

○安宅建設水道課長 お答えいたします。

うちのほうで再度また道路維持のほうで全体の部分を確認いただく、また歩行に支障があるものについてはその手だてをするというような形で進めてまいりたいと思っております。

○森委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成24年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成24年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成24年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これでは議論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成24年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これでは議論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

認定第6号 平成24年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 監査委員からの報告の内容についてちょっと思うところがありまして、質問させていただきます。

有収率ということで、これが4.9ポイント低下して今現在6.1、何がしポイント、いわゆるその数字を捉えますと4割近い水が有効に生かされていないというような平成24年度の結果ということかと思うのですけれども、そういう捉え方でよろしいですか。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 今落ちたポイント数でいいますと、4割ではなくて4%です。それで、4%今までより落ちているというふうに考えてもらったほうがよろしいと思います。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 4%落ちて、有収率は6.1%台になっていますよね。それで、全体の4割ぐらいの水が有効に生かされていないということでもよろしいのかというふうな質問でした。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 委員さんのおっしゃるとおり、4割は生かされていないということです。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 主にその理由として考えられるのは漏水ですよね。管渠が老朽化したりとかそういったことで、目に見えない漏水も含めて4割ぐらいの水がどこかにいっているということだと思うのですが、これ実は常任委員会の中でもそういった議論をしたことがありまして、図面上に載っているけれども、実際そこに埋まっていない管渠があったりとか、実際問題場所も特定できない部分もあるかもしれないということで、順次これを洗い出して、そしてしっかりと図面上に落とし込んでいくのだというような、そういうような常任委員会で議論があったと思うのですが、その辺の作業というのは進んでいますか。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 その辺の作業は、島に関してはもう99%ぐらい終わっています。それで、それを今度マッピングシステムに落とし込みの作業を今年から行っていく最中です。

それと、漏水なのですけれども、今年度は天売地区に関しまして漏水調査を行って、漏水を何カ所かまた潰しています。それとあと、目に見えない漏水で、目に見えているのですけれども、個人の水抜き栓が壊れて漏水になったとかそういうやつは料金のほうに反映しないように、本人の不可抗力で漏水したと、そういうやつがあるものですから、そういうのが結構今回多かったということです。

○森委員長 4番、寺沢孝毅君。

○寺沢委員 結果として4.9ポイントふえていますよね、昨年度に関しては。約5%。こういうのはやっぱり少しでも数字として少なくなっていくようにしていかなければ、今後命のもとになる水の問題ですから不安ではないかと思うので、その辺しっかり対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森委員長 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○吉田建設水道課主幹 委員のおっしゃるとおり、僕らも一生懸命これから漏水を少しでも探して、なるべくいい方向に向かっていくようにしたいと思います。

○森委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

認定第7号 平成24年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

認定第8号 平成24年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で各会計決算認定については、それぞれ可決及び認定することに決定しました。再開する本会議において報告することにいたします。

◎委員長挨拶

○森委員長 それでは、委員長退任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、終始熱心に審査を賜り、まことにありがとうございました。また、理事者各位におかれましても、本日の資料作成並びに審査の円滑な運営にご協力いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。皆様方のご理解と協力により、決算特別委員会の全日程を滞りなく終了することができました。心よりお礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 午後 2時47分)